令和４年度以降に改正された自治基本条例等と日進市自治基本条例の比較

1　資料の趣旨

日進市自治基本条例の見直しに係る検証の参考とするため、令和 4 年度以降に自治基本条例又はこれと同趣旨の条例を改正した市町村について、公開情報から改正を確認できた市町村を比較対象として整理した。

年度	自治体	条例名	主な改正類型
R4	南足柄市	南足柄市自治基本条例	実質見直し（前文・危機管理）
R4	栃木市	栃木市自治基本条例	成年年齢への対応
R4	伊賀市	伊賀市自治基本条例	実質見直し（総合計画・広域連携等）
R4	えびの市	えびの市自治基本条例	地域自治（自治会・まちづくり協議会）
R5	日田市	日田市自治基本条例	個人情報保護法制への整合
R5	所沢市	所沢市自治基本条例	法令・制度整合
R5	みよし市	みよし市自治基本条例	個人情報保護法制への整合
R5	山陽小野田市	山陽小野田市自治基本条例	実質見直し（協創・市民等・成年年齢）
R5	上越市	上越市自治基本条例	個人情報保護法制への整合
R5	新潟市	新潟市自治基本条例	個人情報保護法制への整合
R5・R6	防府市	防府市自治基本条例	個人情報保護法制／地方自治法への整合
R5・R6	薩摩川内市	薩摩川内市自治基本条例	法令・制度整合
R5	八尾市	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	実質見直し（多様性・市民どうしの協働等）
R6	壱岐市	壱岐市自治基本条例	実質見直し（子ども・情報・社会情勢等）
R7	鳥取市	鳥取市自治基本条例	実質見直し（主体・参画協働・危機管理等）
R7	ニセコ町	ニセコ町まちづくり基本条例	実質見直し（成年年齢・性の平等と多様性）
R8	石垣市	石垣市自治基本条例	実質見直し（条例の性格・市民定義）

２　令和４年度以降の改正内容一覧

自治体	施行・改正時期	区分	主な改正内容	日進市自治基本条例との主な対応
南足柄市	R4.4.1 施行	実質	前文を見直し、「危機管理」の条項を追加。	前文、安全・安心の理念。日進市には危機管理の独立条項なし。
栃木市	R4.4.1 施行	実質	改正民法の施行を踏まえ、「満 20 歳未満の青少年や子ども」から年齢表現を削除し、成長段階に応じた参加へ整理。	第 15 条（子どもの市政参加）。日進市は年齢を数値で限定していない。
伊賀市	R4.4.1 施行	実質	新市建設計画終了に伴う規定整理、総合計画・広域連携の規定新設、住民自治・支所制度等を整理。	第 16 条（市民自治活動）、第 19 条（総合計画等）、第 27 条（他自治体等との連携）。
えびの市	R4 年度	実質	少子高齢化等を踏まえ、自治会・まちづくり協議会の定義及び役割を明確化。	第 3 条（定義）、第 16 条（市民自治活動・コミュニティ）。
日田市	R5.4.1 施行	法令整合	市個人情報保護条例の廃止等に伴い、個人の権利利益を保護する根拠を見直すため所要の改正。	第 9 条・第 22 条（個人情報の保護・適切な取扱い）。
所沢市	R5.4.1 施行	法令整合	令和 4 年 12 月改正を反映。関係法令・制度の変更に伴う規定整理。	個人情報・行政運営等、関係法令との整合確認に対応。
みよし市	R5.4.1 施行	法令整合	個人情報保護法改正・市個人情報保護条例廃止等に対応し、個人情報保護法を直接引用する形に整理。	第 9 条・第 22 条（個人情報）。
山陽小野田市	R5.4.1 施行	実質	「協働」から「協創」へ、成年年齢 18 歳への対応、「市民が主役」から「誰もが主役」へ、市民等の対象範囲を拡大。	第 3 条（市民）、第 4 条（基本原則）、第 11 条、第 15 条、第 16 条。
上越市	R5.4.1 施行	法令整合	個人情報保護法改正に伴い条例を改正。逐条解説・パンフレットも改訂。	第 9 条・第 22 条（個人情報）。

自治体	施行・改正時期	区分	主な改正内容	日進市自治基本条例との主な対応
新潟市	R5 年度	法令整合	個人情報保護法制の見直しに伴う関係条例整備の一環として自治基本条例を改正。	第 22 条（個人情報の取扱い等）に相当。
防府市	R5.3／R6.6	法令整合	R5：個人情報保護法制に対応。R6：地方自治法改正を踏まえ、市議会を「議事機関」として明確化。	第 9 条・第 22 条（個人情報）、第 12 条（市議会の役割と責務）。
薩摩川内市	R5.4.1 ／ R6.4.1 施行	法令整合	令和 5 年 3 月・12 月に一部改正。関係法令・行政制度の変更に伴う規定整理。	個人情報、行政運営等の関係法令・制度との整合確認に対応。
八尾市	R5.7.11 施行	実質	「性別」を「性」へ、市民と市だけでなく「市民どうし」の協働を明示、条例見直しを「市民とともに」実施、満 20 歳未満を満 18 歳未満へ。	第 4・5 条（平等・尊厳）、第 15 条（参加）、第 16 条（協働）、第 28 条（見直し）。
壱岐市	R6.4.1 施行	実質	市民参画による検証を経て、子どもの権利、情報公開等を社会情勢に合わせて改正。逐条解説も同時に改訂。	第 8・9 条、第 15 条、第 22 条、第 28 条等。条例本文と逐条解説を一体で検証した点が特徴。
鳥取市	R7.7.1 施行	実質	「自治」「協働」の定義を見直し、事業者・地域活動団体・非営利活動団体を明記。参画・協働の原則、危機管理等を充実。	第 3 条、第 4 条、第 15 条、第 16 条。危機管理は日進市に独立条項なし。
ニセコ町	R7.6.20 改正	実質	成年年齢引下げに対応。審議会等の委員構成を「性の平等と多様性に配慮」する規定へ改正。	第 5 条（個人の尊厳等）、第 15 条（子どもの参加）、審議会等の運用。
石垣市	R8.3.24 施行	実質	条例が理念を示し権利義務を直接発生させないことを明示。「市民」を住所保有者から、市内で住み・働き・学び・活動する人へ拡大。	第 1・2 条（条例の位置付け）、第 3 条（市民の定義）。

3　日進市自治基本条例との対応

日進市の条項・テーマ	対応する改正自治体	改正内容の概要
第 1・2 条　目的・最高規範性等	石垣市	条例が理念を示すものであり、法的な権利・義務を直接発生させないことを明文化。
第 3 条　定義（市民等）	山陽小野田市／鳥取市／石垣市	市民等の範囲拡大、事業者・地域活動団体・NPO 等の主体明確化、市民定義の拡張。
第 4 条　自治の基本原則・協働	山陽小野田市／鳥取市／八尾市	協働から協創への展開、参画と協働の原則の明確化、市民どうしの協働を明記。
第 5 条　個人の尊厳・平等・多様性	八尾市／ニセコ町	「性別」から「性」へ、性の平等と多様性への配慮を明文化。
第 9・22 条　個人情報	日田市／みよし市／上越市／新潟市／防府市／所沢市／薩摩川内市	個人情報保護法の地方公共団体への直接適用、市個人情報保護条例の廃止等を踏まえ、根拠法令・表現を整理。
第 12 条　市議会の役割と責務	防府市	地方自治法改正を踏まえ、市議会を「議事機関」として明確化。
第 15 条　市民参加・子どもの参加	栃木市／山陽小野田市／八尾市／ニセコ町／壱岐市	成年年齢引下げへの対応、子ども・若者の参加の年齢表現や考え方を整理。
第 16 条　市民自治活動・コミュニティ	伊賀市／えびの市／鳥取市／八尾市	住民自治組織、自治会、まちづくり協議会、地域活動団体・NPO、市民どうしの協働等を明確化。
第 19 条　総合計画・行政運営	伊賀市	新市建設計画終了等を踏まえ、総合計画を自治基本条例に位置付ける等の整理。
第 27 条　他自治体等との連携	伊賀市	広域連携の規定を新設・充実。

日進市の条項・テーマ	対応する改正自治体	改正内容の概要
第 28 条　条例の見直し	八尾市／壱岐市／鳥取市／ニセコ町／石垣市	市民参画による見直し、審議会・検討委員会、パブリックコメント等を通じた定期検証を実施。
独立規定なし　危機管理	南足柄市／鳥取市	危機管理を独立条項として新設・充実し、平時の備え、自助・共助、多様な主体の連携を明確化。
その他　条例全体の理念・表現	南足柄市／山陽小野田市／壱岐市	前文・理念の更新、分かりやすい表現への修正、逐条解説の同時改訂。

4　改正事例から確認できる主な傾向

(1) 法令改正への整合

令和５年４月の個人情報保護法制の全国的な見直しに伴い、日田市、みよし市、上越市、新潟市、防府市などで自治基本条例中の個人情報保護に関する規定が整理されている。また、防府市では地方自治法改正を踏まえて市議会の位置付けを明確化している。

(2)「自治の主体」の具体化

山陽小野田市では「市民等」の範囲を拡大し、石垣市では市民を住所要件だけでなく、市内で働き、学び、活動する人まで広げた。鳥取市では事業者、地域活動団体、非営利活動団体を協働の主体として明記している。日進市では、第３条において、「市民」の定義を規定している。

(3) 参加・協働の考え方の更新

山陽小野田市の「協創」、八尾市の「市民どうしの協働」、鳥取市の参画及び協働の原則など、従来の「行政と市民の協働」から、多様な主体相互の関係を明確にする改正がみられる。日進市では、第４条において、「協働の原則」を規定している。

(4) 成年年齢や多様性等の社会情勢の変化の反映

栃木市、山陽小野田市、八尾市、ニセコ町では成年年齢の引下げを踏まえた表現の整理が行われた。八尾市・ニセコ町では性の多様性を踏まえた表現への見直しも行われている。

(5) 地域自治・コミュニティの具体化

えびの市は自治会・まちづくり協議会、鳥取市は地域活動団体・非営利活動団体を明確化した。人口減少・高齢化や地域活動の担い手の変化を条例に反映する動きと整理できる。日進市では、第３条において、「コミュニティ」として非営利活動団体等を定義している。

(6) 危機管理の明確化

南足柄市では危機管理条項を新設し、鳥取市では危機管理規定を充実している。災害等への備えを行政だけでなく、市民・地域・多様な主体の関係として位置付けている。

(7) 逐条解説・運用も含めた一体的見直し

壱岐市では条例本文と逐条解説を同時に改正し、上越市でも法改正に合わせて逐条解説・パンフレットを改訂している。条例の理念を変えず、解説や運用の更新によって社会情勢に対応する手法も確認できる。

5　まとめ

令和 4 年度以降の改正事例を整理すると、改正は大きく、①個人情報保護法・地方自治法等への整合を図る「法令整合型」と、②自治の主体、参加・協働、地域自治、多様性、子ども・若者、危機管理などを社会情勢に合わせて見直す「実質見直し型」に分けられる。

日進市自治基本条例には、市民の定義、参加・協働、子どもの市政参加、市民自治活動、市議会の役割、個人情報、他自治体等との連携、5 年以内の検証など、近年の改正事例と対応する規定が既に幅広く置かれており、すぐに改正が必要な事例は確認できなかった。一方、他市町では「多様な主体の明確化」「多様性」「危機管理」「条例の性格の明示」などについて、より具体的な表現へ改める事例が確認でき、「条例の解説」においての対応を検討する余地がある。